

議 第 232 号

令和 3 年 9 月 1 日提出

専決処分の報告について

熊本地方裁判所令和元年（ワ）第 378 号損害賠償請求等事件に係る福岡高等裁判所に対する訴えの提起について次のとおり専決処分したので、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大西 一史

記

令和 3 年 7 月 8 日専決

訴えの提起について

本市は、熊本地方裁判所令和元年（ワ）第 378 号損害賠償請求等事件について、福岡高等裁判所に対して次のとおり控訴を提起する。

1 当事者

控訴人（原審被告） 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市

代表者 熊本市長 大西 一史

被控訴人（原審原告） (1) 被害者の親族（3人）

(2) 東京都渋谷区恵比寿 1 丁目 2 8 番 1 号

あいおいニッセイ同和損害保険会社

代表者 代表取締役 金杉 恭三

2 事件の概要

平成 29 年 6 月 25 日、本市が管理する県道 145 号線（瀬田熊本線）沿いの私

有地に生育していた樹木が当該県道の車道内に倒れ、被害者が運転していた自動車の上部に直撃し、同日、同者は死亡した。

被控訴人のうち被害者の親族は、土地所有者の承継人（3人）については、本件樹木の栽植又は支持に瑕疵があり、本件樹木の管理を怠った過失があると主張して、本市については、当該県道の設置又は管理に瑕疵があり、道路管理義務を怠った過失があると主張して、土地所有者の承継人及び本市に対し、連帯して4,400,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

また、被控訴人のうち保険会社は、死亡した被害者との間で締結していた自動車保険契約に基づき人身傷害保険金及び車両保険金を支払ったことにより損害賠償請求権を代位取得したと主張して、土地所有者の承継人及び本市に対し、連帯して55,445,507円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

3 原審判決の主な内容

- (1) 被告（本市）は、原告（被害者の親族）に対し、土地所有者の承継人と連帯して2,750,000円及びこれに対する平成29年6月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告（本市）は、原告（保険会社）に対し、土地所有者の承継人と連帯して48,262,362円及びうち994,000円に対する平成29年7月29日から、うち47,268,362円に対する平成31年3月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 原告らのその余の請求を棄却する。
- (4) 訴訟費用は、原告（被害者の親族）に生じた費用の100分の31と原告（保険会社）に生じた費用の25分の11と被告（本市）に生じた費用の20分の17を被告（本市）の負担とする。
- (5) この判決は、第1号及び第2号に限り仮に執行することができる。

4 控訴の要旨

- (1) 原判決中本市敗訴部分の取消し
- (2) 被控訴人らの本市に対する請求の棄却
- (3) 訴訟費用については、第1審、第2審とも被控訴人らの負担

（提出理由）

